二部地区活性化推進機構規約

第１章　目的

第１条（目的）

二部地区活性化推進機構（以下、「本会」という。）は、住民相互の連帯と自主性を基本として、地域の活性化と発展を図り、民主的で明るい地域づくりを目的とする。

第２条（名称及び愛称）

本会の名称は二部地区活性化推進機構と称する。また、本会の愛称を「ニブ活」と称する。

２　本会の愛称については、別途地域住民の応募などにより適切な愛称に変更することができるものとする。

第３条（事務局）

本会の事務局は、二部公民館に置く。

第４条（事業）

本会の事業は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　地域の産業振興にかかわること
（２）　地域の環境保全にかかわること
（３）　地域の教育文化の向上にかかわること
（４）　地域住民の健康増進及びスポーツ振興にかかわること
（５）　地域住民の福祉向上にかかわること
（６）　その他目的達成に必要なこと

第２章　組織

第５条（会員）

本会は二部地区住民の全員を会員とする。

第６条（部会）

本会の事業遂行にあたり次の部会を設け、企画ならびに推進にあたる。なお、必要に応じて特定の目的をもった特別部会を設置することができる。

（１）　企画部会
（２）　事業部会

第７条（役員）

本会に次の各号の役員を置く。

（１）　会長　　１名
（２）　副会長　　２名
（３）　監事　　２名
（４）　事務局長　　１名
（５）　書記会計　　若干名
（６）　部会長　　２名
（７）　副部会長　　４名以上

第８条（委員）

本会の委員は、次の各号の団体等に所属し二部地区に関係する者（以下、「各団体」という。）及び学識経験者、公募による者、その他委員総会で認めた者をもって組織する。

なお、集落推薦委員は別表により選任する。

（１）　集落推薦委員
（２）　町議会議員

（３）　農業委員
（４）　ＪＡ役員
（５）　教育委員
（６）　森林組合役員
（７）　民生児童委員
（８）　商工会役員
（９）　保小中保護者
（１０）　地域組織
（１１）　社会福祉協議会役員
（１２）　ＪＡ生産部
（１３）　青年
（１４）　老人クラブ
第９条（役員の選任）
　本会の会長、副会長、監事は委員の中から委員総会で選任し、事務局長、部会長、副部会長、書記会計は委員総会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
第１０条（役員及び委員の任務）
　本会の役員及び委員の任務は、次の各号とする。
（１）　会長は、本会を代表し、会務を統括する。
（２）　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
（３）　事務局長は、会長より委任された事務の執行にあたる。
（４）　書記会計は、事務局長の指示により、事務及び会計処理を行う。
（５）　監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、委員総会に報告する。
（６）　委員は、役員会より提出された会務の審議を行う。
第１１条（任期）
　役員及び委員の任期は２ヵ年とし、再任を妨げない。但し、任期途中に役員及び委員が交替した場合は、前任者の残存期間とする。
第１２条（顧問）
　本会に顧問を置くことができる。但し、顧問の委嘱は委員総会の同意を得て会長が行う。
２　顧問は、役員会又は部会に出席し、意見や助言を述べることができる。

第３章　　会議
第１３条（会議）
　本会に次の各号の会議を置く。
（１）　委員総会
（２）　役員会
（３）　四役会
（４）　部会
２　会議の招集は、次の各号とする。
（１）　前項第１～３号　会長が招集
（２）　前項第４号　会長又は部会長が招集
第１４条（委員総会）
　委員総会は、委員をもって構成し、会の決議機関として毎年１回開催する。また、必要に応じて臨時委員総会を開くことができる。
２　委員総会は、委任状を含めて、過半数の出席で成立する。
３　委員総会の議長は、委員の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。
４　委員総会に付議する事項は、次のとおりとする。

（１）　事業報告、決算の承認
（２）　事業計画、予算案の審議承認
（３）　規約の変更
（４）　その他主要事項
第１５条（役員会）
　役員会は、必要に応じて開き、本会の事業執行にあたる。
２　第８条第１項第２号委員から意見や助言を求めることができるものとする。
第１６条（四役会）
　緊急を要し、役員会を招集する時間的余裕がない場合は、会長、副会長、事務局長及び当該部会長により四役会を開催し、本会の事業執行にあたることができる。この場合、次の役員会で報告するものとする。
第１７条（部会）
　部会は部会長、副部会長及び部会長が委嘱する部会員若干名をもって構成し、事業の具体的計画を協議し推進する。

第４章　会計
第１８条（会費）
　本会の経費は、会費、助成金、寄付金等の収入をもってこれにあてる。但し、会費の額及び徴収方法は、委員総会で決定する。
第１９条（会計年度）
　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

附　則
この規約は平成１１年４月１８日より施行する。

附　則
この規約は平成２０年６月１日より施行する。

附　則
この規約は平成２４年６月１０日より施行する。

附　則
この規約は平成２８年４月１日より施行する。

附　則
この規約は平成３０年４月１日より施行する。

附　則
この規約は、令和４年４月２０日から施行する。

附　則
この規約は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

集落推薦委員

集落名	推薦委員数	備考
間地	２名	各集落からの推薦委員は、男女各１名とする。 ただし、世帯数が１０世帯未満の集落、または会長が特に認める集落については、集落推薦委員を１名としても差し支えない。
二部第一	２名	
二部中町中央	２名	
二部第二	２名	
二部第三	２名	
西畑池	２名	
東畑池	２名	
郷原	２名	
下代	２名	
上谷	２名	
福岡中央	２名	
福岡三区	２名	
焼杉	２名	
上の名	２名	
須鎌	２名	
藤屋	２名	
船越	２名	
福吉	２名	
福島	２名	
三部一区	２名	
三部二区１	２名	
三部二区２	２名	
三部二区３	２名	
三部二区５	２名	
三部二区６	２名	
佳住住宅自治会	２名	
合計	５２名	